

○議案第51号 守口市第二中学校・第四中学校統合校校舎外新築工事請負
契約の締結について

□□□審議経過□□□

＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、去る6月定例会における契約議案の議決を経て、本契約を締結した同工事が、請負業者の債務不履行のため契約解除に至り、再度、施工業者を決定する必要があることから、工事の遅延に伴う工期の変更等を行った上で改めて提出されたものであり、市立第二中学校・第四中学校の統合校の新築に伴うグラウンド、武道場、プールなどの整備に係る工事請負契約であります。

本委員会といたしましては、審査の結果、今回、請負業者の債務不履行により、工期を変更せざるを得ず、開設時期が遅れる結果となってしまったことについては一定理解するものの、当該業者によるこのような不当な行為に対しては、市として厳正な態度でもって対処されたいこと。

なお、統合校開校後も、引き続き北側のグラウンド等の整備を行うため、一部授業等においては、不自由な状況が生じることとなるが、今後はプールの優先的な整備や隣接する第四中学校のテニスコートの活用など、一定配慮がなされるとのことであるので、今後とも教育活動に出来る限り不便のないよう意を配されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。